

## 高校の学科家庭科に関する覚書

佐々木 享

はじめに	(5) 類型制
1 教育制度上の位置	(6) 男子が入学した場合
(1) 高等学校設置基準	7 学科家庭科についての家庭科教師の意識
(2) 発端	8 学科家庭科を設置している学校の沿革
(3) 産業教育振興法	——愛知県の公立・全日制の場合——
(4) 高校学習指導要領とその『解説』	(1) 学科家庭科の変遷の概略
2 生徒数の変遷	(2) 戦前の女子系の学校を起原とする学科
3 生徒数の地域差	(3) 分校定時制の家庭課程等を起原とする学科
(1) 学科家庭科生徒の比率の高い県	(4) 小規模学校として発足した学校の家庭課程を起原とする学科
(2) 学科家庭科生徒の少ない都府県	(5) 総合制化で設置された家庭課程を起原とする学科
4 学科家庭科として設置されている小学科	(6) 1950年代後半以降に家庭科を新設した学校
(1) 小学科の種類	(7) 現に学科家庭科を置いている学校の沿革
(2) 小学科の盛衰	の特徴
5 卒業者の進路	まとめに代えて
6 教育課程	
(1) 総単位数	
(2) 専門科目の単位数	
(3) 他の教科に属する科目	
(4) 「家庭」に関する科目	

## はじめに

現行の高校学習指導要領は、教科としての「家庭」の目標をつぎのように規定している。

被服、食物、住居、保育、家庭経営などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭生活の意義を理解させるとともに、家庭生活及びこれらに関する職業に必要な能力と実践的態度を育てる。

ここでいう教科としての「家庭」は、同じく教科として設けられている工業、農業、商業、水産、看護などと並ぶものである。「工業」の目標が機械科、電気科等々の多様な形態で存在する工業に関する学科の総括的な目標をしめしているのと同様に、この「家庭」の目標は、家政科、被服科、食物科等々の形態で存在する「家庭」に関する学科の総括的な目標をしめして

いるわけである。

上記の目標に関して議論すべきことは多いが本稿では二つの点に注目してみる。

「家庭」に関する学科で最も多いのは家政科であるから、この学科が「家庭生活……に必要な能力と実践的態度を育てる」ことを目標とすると規定することは、いちおう理解できる。しかし、他方で、現実にこの学科に在籍するほとんどすべてが女子のみであることを考えると、ここでいうのは「家庭生活」ではなくいわゆる「主婦」としての生活が想定されていると思われる。また実際にこの教科に属するものとして設定されている科目の大部分とくに家政科のそれは、主婦養成——この場合、養成ということばが適切であるかどうかは別として——のための科目と目される。いうまでもなく、「家庭生活」は、一般には、男女の両性によって構成されるが、この教科はそれを前提として

いるのだろうか、というのが第1の疑問である。言い換えると、学習指導要領は「家庭生活……に必要な」能力と態度といているが、実際には「女子に必要な」能力と態度の育成を目標としているのではないかとこの疑問があるわけである。

筆者が注目する第2の点は、この目標が「これらに関する職業に必要な能力と実践的態度を育てる」と規定していることである。文章表現上「家庭生活」を承けているなら「これ」とすべきところであるから、「これら」とは「被服、食物、住居、保育、家庭経営など」をさすと思われる。この意味での「これらに関する職業」とは何かがまず疑問として浮かぶ。このうち被服、食物、保育に関する職業はありうるし現にあるが、高卒者が就くような、住居、家庭経営に関する職業があり得るのか、現実に存在するのだろうかという疑問である。

工業、農業、商業、水産、看護の各教科はいずれも職業教育を施す学科とされている。しかし、これら教科の目標には「……に関する職業に必要な能力」を育てるといような規定はない。(工業の目標を例にとれば、「……工業技術の諸問題を合理的に解決し、工業の発展を図る能力と態度を育てる」となっている。)「家庭」に関する学科は工、農、商、水、看という他学科にくらべると、学校で学ぶことと卒業後の就職先の職業(群)との結びつきはむしろ弱い学科であるように思われる。その「家庭」に関する学科の目標にのみ「職業に必要な能力」の育成を謳っているのは奇妙に感じられる。「家庭」に関する学科は職業教育を行なう学科なのかといういわば素朴な疑問に対し、職業教育にしなければならないのだと主張しているようにも見えるし、学習指導要領の文言のうえくらは職業教育を目的としているかの如くとりつろっているようにも見える。

本稿では、以上の論点を念頭に置きながら、「家庭」に関する学科、つまり(大)学科としての家庭科(略して学科家庭科)に関する若干の問題を検討する。

「農業」に関する学科として実際に設置されているのは農業科、園芸科等々多種あるが、このうち最も多く設置されているのは農業科である。他方、小・中学校には農業という教科は存在しないので、農業に関する学科を農業科と略称しても混乱が起こることは少ない。また、工業に関する学科として現実に設置されているのは機械科、電気科等々であり、これらを工業科と総称して混乱することもない。機械科、電気科等々を小学科、これの総称である工業科を大学科というはんちゅう

にまとめることができる。

「家庭」に関する学科には、やや異った事情がある。

「家庭」に関する学科としては家政科、被服科、食物科等々の小学科があり、家政科が最も多いが、家庭科という小学科も少数だが存在している。他方、小・中学校には「家庭」という教科があってこれを家庭科と呼んでおり、教育界で「家庭科」というときにはこれをさすことが多い。こうした事情のため、高校の「家庭」に関する学科を家庭科と総称することは誤解を生じやすい。

そこで本稿においては、「家庭」に関する学科を学科家庭科と総称することにしたい。

大学科としての家庭科をその中で最も多い家政科で代表させて家政科と称する場合もあるが、農業科と違って誤解を生みやすいように思われる。

ところで、学科家庭科は職業教育ではなく主婦養成のための学科であるという指摘(=批判)は古くて新しい命題である。ことば遣いの適否を別として、主婦養成を目的としているということは、現実には、将来主婦になるに違いないことが想定される女子に対する教育、という程度のことを意味するであろう。工業、商業等の学科の教育がそこを卒業すると直ちに当該学科で学んだ方面に就職するであろうことを想定していくことは意味は異なるように思われる。この点に着目すれば、学科家庭科は、主婦養成の名のもとに、女子に特有の——そういうものがあるとして——教育をしているのだということになろう。筆者は女子教育問題を専門とする者ではなく、この方面の問題をくわしく研究したこともないから、主婦養成学科あるいは女子教育を専らとする学科としての学科家庭科については、新しい論点をつけくわえることはできない。

筆者が本稿を草する主たる所以は、学科家庭科が制度上は職業学科の一つとして位置づけられているにもかかわらず、ある時期には8%にも達する高校生が学んでいたこの学科を職業学科の一環としてとらえる観点から論究した研究がほとんどなかったことに対する反省である。\*筆者自身もこれまで、高校教育全般あるいは高校職業教育を議論する機会は少なくなかったが、そのなかで学科家庭科をとりたてて検討したことはほとんどなかったのである。そこで本稿は筆者にとっては学科家庭科研究の手はじめに過ぎないので、当面の課題としては、①学科家庭科が教育制度上に、具体的には高校教育あるいは高校職業教育に占める位置を確認することに主眼を置き、②量的な面からみた学科家庭科変遷の概要、③学科家庭科として設置され

いるのだろうか、というのが第1の疑問である。言い換えると、学習指導要領は「家庭生活……に必要な」能力と態度といているが、実際には「女子に必要な」能力と態度の育成を目標としているのではないかという疑問があるわけである。

筆者が注目する第2の点は、この目標が「これらに関する職業に必要な能力と実践的態度を育てる」と規定していることである。文章表現上「家庭生活」を承けているなら「これ」とすべきところであるから、「これら」とは「被服、食物、住居、保育、家庭経営など」をさすと思われる。この意味での「これらに関する職業」とは何かがまず疑問として浮かぶ。このうち被服、食物、保育に関する職業はありうるし現にあるが、高卒者が就くような、住居、家庭経営に関する職業があり得るのか、現実存在するのだろうかという疑問である。

工業、農業、商業、水産、看護の各教科はいずれも職業教育を施す学科とされている。しかし、これら教科の目標には「……に関する職業に必要な能力」を育てるというような規定はない。(工業の目標を例にとれば、「……工業技術の諸問題を合理的に解決し、工業の発展を図る能力と態度を育てる」となっている。)「家庭」に関する学科は工、農、商、水、看という他学科にくらべると、学校で学ぶことと卒業後の就職先の職業(群)との結びつきはむしろ弱い学科であるように思われる。その「家庭」に関する学科の目標にのみ「職業に必要な能力」の育成を謳っているのは奇妙に感じられる。「家庭」に関する学科は職業教育を行なう学科なのかといういわば素朴な疑問に対し、職業教育にしなければならないのだと主張しているようにも見えるし、学習指導要領の文言のうえくらは職業教育を目的としているかの如くとりつろっているようにも見える。

本稿では、以上の論点を念頭に置きながら、「家庭」に関する学科、つまり(大)学科としての家庭科(略して学科家庭科)に関する若干の問題を検討する。

「農業」に関する学科として実際に設置されているのは農業科、園芸科等々多種あるが、このうち最も多く設置されているのは農業科である。他方、小・中学校には農業という教科は存在しないので、農業に関する学科を農業科と略称しても混乱が起こることは少ない。また、工業に関する学科として現実に設置されているのは機械科、電気科等々であり、これらを工業科と総称して混乱することもない。機械科、電気科等々を小学科、これの総称である工業科を大学科というはんちゅう

にまとめることができる。

「家庭」に関する学科には、やや異った事情がある。

「家庭」に関する学科としては家政科、被服科、食物科等々の小学科があり、家政科が最も多いが、家庭科という小学科も少数だが存在している。他方、小・中学校には「家庭」という教科があつてこれを家庭科と呼んでおり、教育界で「家庭科」というときにはこれをさすことが多い。こうした事情のため、高校の「家庭」に関する学科を家庭科と総称することは誤解を生じやすい。

そこで本稿においては、「家庭」に関する学科を学科家庭科と総称することにしたい。

大学科としての家庭科をその中で最も多い家政科で代表させて家政科と称する場合もあるが、農業科と違って誤解を生みやすいように思われる。

ところで、学科家庭科は職業教育ではなく主婦養成のための学科であるという指摘(=批判)は古くて新しい命題である。ことは遣いの適否を別として、主婦養成を目的としているということは、現実には、将来主婦になるに違いないことが想定される女子に対する教育、という程度のことを意味するのであろう。工業、商業等の学科の教育がそこを卒業すると直ちに当該学科で学んだ方面に就職するであろうことを想定していくことは意味は異なるように思われる。この点に着目すれば、学科家庭科は、主婦養成の名のもとに、女子に特有の——そういうものがあるとして——教育をしているのだということになろう。筆者は女子教育問題を専門とする者ではなく、この方面の問題をくわしく研究したこともないから、主婦養成学科あるいは女子教育を専らとする学科としての学科家庭科については、新しい論点をつけくわえることはできない。

筆者が本稿を草する主たる所以は、学科家庭科が制度上は職業学科の一つとして位置づけられているにもかかわらず、ある時期には8%にも達する高校生が学んでいたこの学科を職業学科の一環としてとらえる観点から論究した研究がほとんどなかったことに対する反省である。\*筆者自身もこれまで、高校教育全般あるいは高校職業教育を議論する機会は少なくなかったが、そのなかで学科家庭科をとりたてて検討したことはほとんどなかったのである。そこで本稿は筆者にとっては学科家庭科研究の手はじめに過ぎないので、当面の課題としては、①学科家庭科が教育制度上に、具体的には高校教育あるいは高校職業教育に占める位置を確認することに主眼を置き、②量的な面からみた学科家庭科変遷の概要、③学科家庭科として設置され

ている小学科の種類の概要，④代表的小学科である家政科の教育課程の検討，⑤学科家庭科についての家庭科教師の意識，⑥学科家庭科を置く学校の沿革など，若干の論点を指摘するにとどめざるを得ない。

## 1 教育制度上の位置

### （1）高等学校設置基準

「高等学校設置基準」（昭和23年文部省令第1号）は，高等学校の学科を「普通教育を主とする学科」と「専門教育を主とする学科」とに大きく区分している。1986年現在，同基準は専門教育を主とする学科として，農業に関する学科をはじめとして，水産，工業，商業，家庭，厚生，商船，外国語，美術，音楽に関する学科を掲げている（第6条）。実際に存在する学科は農業に関する学科では農業科，林業科，園芸科等々であり，工業に関する学科では機械科，電気科等々である。そこで農業に関する学科（農業科と略称），工業に関する学科（工業科と略称）等を大学科と通称している。また，専門教育を主とする学科のうち，農業，水産，工業，商業，家庭，厚生の中の五つの大学科をくくって職業教育に関する学科あるいは略して職業学科と通称している。また，職業学科における教育を職業教育または高校職業教育と通称している。ここで「通称している」というのは，たんに一般の人がとがそう呼んでいるという意味だけではなく，文部省の公的文書でもそう呼んでいることが多いという意味をふくんでいる。

学科家庭科が，当初の高等学校設置基準の上で，つまり新制高校の発足時から専門教育の学科の一つに位置づけられていたことは注目に値しよう。

### （2）発端

学科家庭科が制度上，今日では職業学科の一つに位

\*管見の限りでの教育研究の傾向をやや大たんにいえば，家庭科研究といわれるものの実態は，家事，食物，調理，被服，繊維，住居，等々のこの教科の教育内容の諸領域にたち入った研究が多いのに対し，この教科についての教育学的研究はもともと少ないのである。しかも，家庭科に関する教育（学）的研究が対象としている大部分は小・中学校の家庭科あるいは高校の「家庭一般」に限られ，学科家庭科が扱われることは指折り数える程しかないといっている。家庭科教育研究の動向やその方法論的反省については，村田泰彦「家庭科教育研究の方法と課題」，同編『生活課題と教育』1984年，光生館，を参照。）

置つけられていることは明らかだといってよい。しかし，高校発足時については，なお筆者としては未確認のことがある。新制高校教科課程に関する最初の通達である1947年4月7日の発学第156号では，「家庭」は実業という教科の一つとして位置づけられていた。この通達を改正した翌48年10月11日の発学448号では，国語，社会等のいわゆる普通教科に並ぶ「家庭」という教科と，「農業に関する教科」，「工業に関する教科」などに並ぶ「家庭技芸に関する教科」とが別個にしめされた。ここでいう「家庭」は，後年の「家庭一般」に相当する性格をもつもののように思われるが，この教科には「一般家庭」（2～6），「家族」（2），「家庭経理」（2～4），「食物」（5～10），「被服」（5～10）（カッコ内は単位数）という6科目（当時の通達ではまだ教科と科目を区分する名称は用いられてはいなかった）が設けられていた。このうちから適宜に取捨選択して教育課程を編成するものとされたのである。

他方，「家庭技芸に関する教科」では，工業等の他の専門教科と同様に47単位以内の専門科目で教育課程を編成するものとされていた。ところが，この通達の解説書とされる文部省学校教育局『新制高等学校教科課程の解説』（49年4月）には，後の職業学科にあたる職業課程の例として保育課程，食物課程，被服課程の三つの「家庭に関する課程」の教科課程表を例示している。

ところで，古くから家政科を置いている高校の沿革を『学校要覧』等について調べてみると，多くの場合1949年あるいは1950年に「家庭課程」が設置されたこと，この「家庭課程」が後年（1963年）に家政科になったことを記している。これは，家庭技芸課程があまり多くない一方で家庭課程が多かった状況のもとで，文部省の1952年12月24日付文初職984号通達が多く要望にこたえて，従来の家庭課程を工業，農業，商業等と並ぶ課程として認めることにした措置にしたがったからであろうと思われる。なお，この通達ではこの家庭課程を「女子にふさわしい」課程としていた。本稿は学科家庭科の沿革を解明することを課題としてはいないので，沿革についてはこれ以上立ち入らないが，戦後初期の政策については，たとえば，朴木佳緒留「戦後教育改革期における女子職業教育——家庭技芸課程の成立」，村田泰彦編，前掲書を参照。また，県レベルでの政策展開の実情については，たとえば『兵庫県産業教育七十年史』1955年，457ページ以下を参照。

(3) 産業教育振興法

つぎに、高校職業学科に大きな影響を与えている産業教育振興法につき調べてみよう。

産業教育振興法（昭和26年法律第228号）はその第2条で同法のいう「産業教育」を定義している。高校に注目してみるとこの定義は、「この法律でいう『産業教育』とは、……高等学校……が、生徒……に対して、農業、工業、商業、水産その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもって行う教育（家庭科教育を含む。）をいう」というものである。また学科家庭科は、この法律が補助することを予定する産業教育を行なう学科のなかに位置づけられている。産振法にいう産業教育は高校については職業教育に相当するとみてさしつかえないから、学科家庭科はこの法律によっても高校職業教育の一環として位置づけられたわけである。

しかし家庭科の場合には、農業、工業、商業、水産などの学科と違い、「家庭科教育を含む」ことをことさらにカッコ書きしなければならなかったところに、産業教育あるいは職業教育としての位置づけの不安定さが露呈しているということが出来る。

(4) 高校学習指導要領とその『解説』

さいごに筆者が本稿の「はじめに」において若干の疑念を提起したことに関連して、高校学習指導要領及びその公的解説書における学科家庭科の位置づけを調べてみる。「はじめに」において筆者が提起したのは、学科家庭科は女子のための学科、さらにいえば女子のみのための学科として位置づけられているのではないかという問題（＝疑問）と、工、農、商等の他の学科の目標ではなくこの学科のそれについてのみこの学科が職業教育であることを掲げていることの奇妙さという問題であった。両者は深く関連し合っているが、ここでは、学科家庭科は職業学科といえるのか、いえるとすればそれはいかなる意味においてなのかという本稿の主題に関連するので、まず後者からとりあ

げてみる。

文部省の『高等学校学習指導要領解説——家庭編』（初版は1979年、以下ではたんに『解説』と略す）は、「家庭科の学習は、家庭生活の充実向上を図る能力を育てるとともに、被服、食物、保育など家庭生活に関連する職業に従事する能力を育てることをねらいとしている」とのべている（同上書、6ページ）。ここでいう「家庭科」は文脈からみて学科家庭科をさすと解される。

ところで、『解説』にのべられた各小学科の目標を、共通する文章表現に着目して整理すると表1の如くなる。文章表現にみる限りでも、被服、食物、保育の各学科の目標が職業教育にあることをとにかくも無理なく表わし得ていることを読みとることができる。しかし、家政科の目標だけは明らかに他と異っている。

家政科以外の学科の目標では、「……に関する専門的な知識と技術を習得させ」とあって、習得させるべき専門的な技術と知識の領域を「……」の部分で例示するとともに、これをそれぞれ被服、食物、保育に関する職業能力の育成に結びつけるとしている。これに対して家政科にあっては、他学科の「……」にあたる部分は「家庭生活」だけであり、したがって他学科では「に関する専門的な知識と技術を習得させ」とある部分が、「に関する知識と技術……を総合的に学習させ」という句で置き換えられていることになる。家政科は「専門的な知識と技術」を学習させるわけではないというのだから、これを職業と結びつけることには無理があるというべきであろう。そこをおして「家庭生活を経営する能力」にくわえて、あえて他の学科に揃えて「家庭生活に関する職業……」としているところに、家政科の目標の特徴がある。家政科の目標は家庭経営能力の育成——これは理解できるものである——とともに、家庭生活に関する職業に従事する能力を有する者の育成をめざすというのは、主婦業も職業であるというならともかく、観念的だと解されても

表1 学科家庭科の各小学科の目標

家政科	家庭生活に関する知識と技術を家庭経営の立場から総合的に学習させ、	家庭生活を経営する能力や家庭生活	} に関する職業に従事する能力を有する者を養成すること	
被服科	被服の製作及び服飾デザインなど	} に関する専門的な知識と技術を習得させ、		
食物科	献立、調理及び集団給食など			被服
保育科	児童の心身の発達、保育の方法など			食物 保育

『高等学校学習指導要領解説—家庭編』による。

やむを得ないのではないだろうか。

つぎに、学科家庭科は女子のための学科として位置づけられているのではないか、という疑問に関する『解説』の記述に注目してみよう。

はっきりしていることの一つは、学習指導要領や『解説』には、学科家庭科が女子のための学科である旨の明文による規定が見あたらないことである。しかし、学科家庭科を女子のための学科として位置づけているのではないかという疑問との関係でいえば、『解説』の文脈はむしろ積極的に肯定しているように見える。

現行の高校学習指導要領は、「家庭」という教科に属する科目として「家庭一般」をふくむ19の科目を例示している。そして『解説』はこの19科目につき、その目標、内容、指導計画の内容を詳細に解説している。『解説』のこれらの記述を通覧して気づくことの一つは、各科目と「家庭一般」との関係を一ひじょうに重視していることである。

「被服」を例にとると、その目標については、「この科目では、『家庭一般』の内容（2）衣生活の設計・被服製作を基礎に、……」とのべられている。また、その内容についても、『家庭一般』（2）衣生活の設

計・被服製作で学習したことを基礎として、……」とのべられている。また「指導計画の作製と内容の取扱い」（以下「計画」と略す）においては、「この科目は……『家庭一般』4単位の上に履修させることを原則としている」とある。

被服と同様に目標、内容、計画のすべてにわたって「家庭一般」との関係を謳いあげている科目としては、ほかに食物、保育、家庭経営・住居がある。以上4科目は、いずれも家政科に置くべきものとされているものである。

「被服製作」という科目の内容については、『家庭一般』の（2）衣生活の設計・被服製作を基礎として、……」とのべている。このように内容の項で「家庭一般」との関係を謳いあげている科目は、上記4科目のほかに9科目ある。逆にいえば、「家庭一般」との関係に直接にはふれていない科目は、18科目のうち服飾デザイン、手芸、公衆衛生、保育原理・技術、児童福祉の5科目に過ぎない。

ところで、周知のようにこの「家庭一般」は、すべての女子に必修させる科目であるが、『解説』はこの「家庭一般」については、「家庭に関する他の科目の基礎となる科目として、目標と内容を構成している」

表2 「家庭」に属する科目

科 目	「家庭一般」との関係			ホームプロジェクト・学校、家庭、クラブとの関係	想定している学科
	目標	内容	計画		
被 服	○	○	○	実施し、…… 望ましい の活動を通して も必要である 実施させる	家 政 科
食 物	○	○	○		
保 育	○	○	○		
家庭経営・住居	○	○	○		
被 服 製 作		○		実施させる	被 服 科
被 服 材 料		○			
被 服 管 理		○		望ましい 望ましい 望ましい 望ましい	食 物 科
服飾デザイン					
手 芸		○			
調 理		○			
栄 養		○		への発展を考慮し へと発展させ	保 育 科
食 品		○			
食 品 衛 生		○			
公 衆 衛 生					
保育原理・技術					
小 児 保 健		○			
児 童 心 理		○			
児 童 福 祉					

（出所）表1に同じ。

高校の学科家庭科に関する覚書

とのべている。学科家庭科の科目の大部分は、上に摘記したように、このような女子必修の科目の履修を前提として、それとの密接な関連のもとにそれぞれの目標・内容が構成されている。したがって、たとえば、当該学科の主要専門科目すべてについて、しかもその目標、内容、計画のすべてにわたって家庭一般との密接な関連を強調している家政科についていえば、もちろん男子が学ぶことを排除するものではないにしても、この学科は女子が学ぶものであることを当然の前提としているといえるのではなからうか。家政科ほどではないにしても、他の小学科についても同様のことを指摘できるのではないだろうか。

学科家庭科が女生徒を前提としているのではないかという疑問は、この学科の各科目におけるホームプロジェクト・学校家庭クラブ（以下「学校家庭クラブ」と略す）の扱いからも指摘できるように思われる。

各科目における学校家庭クラブの位置づけ方は、科目ごとに異っている。周知のように、「家庭一般」は学校家庭クラブの活動をこの科目の内容の一部として位置づけている。「家庭」に属するその他の個々の科目のなかでの学校家庭クラブの位置づけは、現行の学習指導要領においては記述がなく、『解説』中の各科目の「計画」の中で説明されている。これによると、被服、保育、被服製作、被服管理の諸科目のように当然にこれを行なうべきものとしている科目、食物などのように行なうことが望ましいとされている科目などに分けられることができる。「望ましい」とされている科目をくわえると、大部分の科目の中で位置づけられている（表2参照）。学校家庭クラブは、この中から男子生徒を排除する如き明文の規定はないようであるが、一般には少なくとも「家庭一般」を履修していることを加入の前提としているといわれている。「家庭一般」は女子必修なのであり、その科目を履修していることを前提としている活動を各科目の中に位置づけていることは、これら科目で構成されている学科の生徒が女子であることを前提としている（そして、この傾向は家政科において顕著である）と理解しても不自然ではないであろう。

以上にかい間見た点からすれば、『解説』は、学科家庭科中の最大の学科である家政科については、この学科が不自然に職業教育を行なう学科であると説くよりは、女子のための学科であることを説くに基だ熱心であるというべきであろう。

## 2 生徒数の変遷

『学校基本調査』により、学科家庭科（初期は家庭

表3 高校の学科別在学者数（合計）

区分	計	普通	農業
昭23	1,185,907	—	—
24	1,598,513	1,033,443 (64.7)	164,671 (10.3)
25	1,911,035	1,246,126 (65.2)	179,959 (9.4)
26	2,170,574	1,390,970 (64.1)	195,623 (9.0)
27	2,317,929	1,455,370 (62.8)	196,120 (8.5)
28	2,502,727	1,525,033 (60.9)	204,035 (8.2)
29	2,525,808	1,521,107 (60.2)	204,515 (8.1)
30	2,571,615	1,538,093 (59.8)	201,772 (7.8)
31	2,684,767	1,594,793 (59.4)	204,742 (7.6)
32	2,881,750	1,704,418 (59.1)	210,347 (7.3)
33	3,042,677	1,786,032 (58.7)	216,691 (7.1)
34	3,201,547	1,873,080 (58.5)	220,844 (6.9)
35	3,225,945	1,880,826 (58.3)	215,630 (6.7)
36	3,106,703	1,816,322 (58.5)	193,716 (6.2)
37	3,270,384	1,910,642 (58.4)	193,887 (5.9)
38	3,885,932	2,282,961 (58.7)	211,563 (5.4)
39	4,625,174	2,733,801 (59.1)	243,976 (5.3)
40	5,065,657	3,013,235 (59.5)	263,869 (5.2)
41	4,987,337	2,967,700 (59.5)	261,530 (5.2)
42	4,769,584	2,822,328 (59.2)	251,394 (5.3)
43	4,511,669	2,657,553 (58.9)	240,663 (5.3)
44	4,327,950	2,534,164 (58.6)	231,265 (5.3)
45	4,222,840	2,468,302 (58.5)	222,737 (5.3)
46	4,170,501	2,454,159 (58.8)	213,428 (5.1)
47	4,147,222	2,470,750 (59.6)	206,017 (5.0)
48	4,193,902	2,534,410 (60.4)	202,913 (4.8)
49	4,263,805	2,629,907 (61.7)	199,704 (4.7)
50	4,327,089	2,725,759 (63.0)	196,079 (4.5)
51	4,380,301	2,814,274 (64.2)	193,374 (4.4)
52	4,375,522	2,860,875 (65.4)	188,261 (4.3)
53	4,409,277	2,925,667 (66.4)	182,356 (4.1)
54	4,479,343	3,016,232 (67.3)	177,323 (4.0)
55	4,616,339	3,149,624 (68.2)	174,243 (3.8)
56	4,677,169	3,233,035 (69.1)	168,063 (3.6)
57	4,594,812	3,202,898 (69.7)	157,598 (3.4)
58	4,710,171	3,321,597 (70.5)	153,748 (3.3)
59	4,885,913	3,487,047 (71.4)	152,769 (3.1)
60	5,171,791	3,730,686 (72.1)	156,611 (3.0)
61	5,253,229	3,818,119 (72.9)	153,738 (2.9)

工 業	商 業	水 産	家 庭	厚 生	そ の 他
—	—	—	—	—	
165,220 (10.3)	133,045 (8.3)	6,358 (0.4)	94,252 (5.9)	1,524 (0.1)	
177,711 (9.3)	181,904 (9.5)	7,787 (0.4)	114,673 (6.0)	2,875 (0.2)	
195,575 (9.0)	236,621 (10.9)	8,774 (0.4)	139,504 (6.4)	3,507 (0.2)	
205,026 (8.8)	285,058 (12.3)	9,466 (0.4)	161,605 (7.0)	5,284 (0.2)	
224,053 (9.0)	334,320 (13.4)	10,501 (0.4)	199,930 (8.0)	4,855 (0.2)	
230,292 (9.1)	349,518 (13.8)	11,096 (0.4)	204,609 (8.1)	4,671 (0.2)	
237,328 (9.2)	366,928 (14.3)	11,755 (0.5)	211,981 (8.2)	3,758 (0.1)	
247,136 (9.2)	395,842 (14.7)	12,476 (0.5)	224,931 (8.4)	4,847 (0.2)	
262,810 (9.1)	446,211 (15.5)	13,709 (0.5)	237,913 (8.3)	6,342 (0.2)	
281,737 (9.3)	486,625 (16.0)	14,834 (0.5)	249,330 (8.2)	7,428 (0.2)	
305,687 (9.5)	524,649 (16.4)	15,387 (0.5)	256,118 (8.0)	5,782 (0.2)	
323,520 (10.0)	532,360 (16.5)	15,265 (0.5)	252,350 (7.8)	5,994 (0.2)	
339,305 (10.9)	512,291 (16.5)	14,796 (0.5)	224,604 (7.2)	5,669 (0.2)	
381,693 (11.7)	540,592 (16.5)	15,158 (0.5)	222,468 (6.8)	5,944 (0.2)	
474,817 (12.2)	652,259 (16.8)	16,725 (0.4)	240,093 (6.2)	7,514 (0.2)	
565,270 (12.2)	785,283 (17.0)	18,829 (0.4)	269,175 (5.8)	8,840 (0.2)	
624,105 (12.3)	857,379 (16.9)	20,082 (0.4)	277,044 (5.5)	9,943 (0.2)	
617,771 (12.4)	838,112 (16.8)	20,283 (0.4)	269,735 (5.4)	12,206 (0.2)	
597,721 (12.5)	806,777 (16.9)	20,287 (0.4)	254,574 (5.3)	16,503 (0.3)	
575,637 (12.8)	757,995 (16.8)	19,970 (0.4)	238,843 (5.3)	21,008 (0.5)	
567,197 (13.1)	720,147 (16.6)	19,475 (0.4)	227,974 (5.3)	27,728 (0.6)	
565,508 (13.4)	691,883 (16.4)	18,905 (0.4)	220,178 (5.2)	35,327 (0.8)	
556,880 (13.4)	672,020 (16.1)	18,787 (0.5)	213,612 (5.1)	18,058 (0.4)	23,557 (0.6)
541,412 (13.1)	655,410 (15.8)	18,566 (0.4)	208,030 (5.0)	20,656 (0.5)	26,381 (0.6)
531,482 (12.7)	648,410 (15.5)	19,419 (0.5)	206,641 (4.9)	22,421 (0.5)	28,206 (0.7)
521,331 (12.2)	638,261 (15.0)	19,172 (0.4)	201,767 (4.7)	24,016 (0.6)	29,647 (0.7)
508,818 (11.8)	625,599 (14.5)	19,000 (0.4)	195,314 (4.5)	25,736 (0.6)	30,784 (0.7)
494,682 (11.3)	611,886 (14.0)	18,883 (0.4)	188,268 (4.3)	27,428 (0.6)	31,506 (0.7)
479,340 (11.0)	590,151 (13.5)	18,198 (0.4)	179,580 (4.1)	28,155 (0.6)	30,962 (0.7)
473,650 (10.7)	579,728 (13.1)	17,840 (0.4)	170,845 (3.9)	28,324 (0.6)	30,867 (0.7)
470,921 (10.5)	573,128 (12.8)	18,008 (0.4)	164,282 (3.7)	28,130 (0.6)	31,319 (0.7)
474,515 (10.3)	579,170 (12.5)	17,893 (0.4)	161,170 (3.5)	28,109 (0.6)	31,615 (0.7)
471,106 (10.1)	575,229 (12.3)	17,209 (0.4)	153,012 (3.3)	27,449 (0.6)	32,066 (0.7)
460,165 (10.0)	556,720 (12.1)	16,315 (0.4)	142,953 (3.1)	26,915 (0.6)	31,248 (0.7)
462,223 (9.8)	557,606 (11.8)	16,096 (0.3)	139,221 (3.0)	26,777 (0.6)	32,929 (0.7)
465,979 (9.5)	563,181 (11.5)	16,237 (0.3)	138,256 (2.8)	26,587 (0.5)	35,857 (0.7)
478,173 (9.2)	582,234 (11.3)	16,658 (0.3)	142,245 (2.8)	26,211 (0.5)	38,973 (0.7)
478,854 (9.1)	578,826 (11.0)	16,099 (0.3)	140,181 (2.7)	33,146 (0.4)	41,587 (0.8)

(注) 1. 本科生徒のみ。 2. 「その他」とは、商船・電波・音楽・美術・体育等をいう。  
『学校基本調査』による。



